(別紙) 首都大学軟式野球連盟 大会規則違反行為に対する措置について

- ・下記に相当する行為については、連盟構成員・球場管理人・審判員・保護者等の報告に基づき対応する。
- ・当該行為報告後、すみやかに公記が当該チームと面談し、事実の確認を行う。また、必要であれば正副委員長および正副理事長が面談する。
- ・当該チームは下記の措置とは別に、報告書と今後重ねて起こさないための対応策の文書を、理事長に提出する。
- ・違反行為の内容・程度によっては、首都大学軟式野球連盟規約に基づいた協議の下、下記基準にとらわれず措置を講ずることがある。
- ・当該行為が繰り返し行なわれている場合は、段階的に厳しい措置を適用する。
- 措置適用期間中の当該チームの対応状況によっては、その措置について、軽減、または、さらなる負荷を課す。

No.	違反行為	違反行為したものへの措置、その他の対応
1	グラウンド内での暴言、審判に服従しない者、及び審判に対する著し く不満の態度をとる者	当該選手を即時退場とする。
2	大会秩序を乱したり、その進行を妨げたりする者	当該選手の即時退場
3	暴行又は故意による器物損壊	当該選手の即時退場および治療費、修繕費等、原状回復にかかる費用の弁償
4	試合放棄(没収試合)	当該チームは、試合放棄における諸費用として3万円を連盟に支払う。連盟は、当該チームより支払われた3万円の中で、審判謝礼費、審判飲食費、球場費、公式記録員交通費、相手チーム交通費の順に支払うことととする。 なお、当該試合の取り扱いについては、「首都大学軟式野球連盟 大会規定 第21条」に定める。
5	公記業務の放棄による試合続行不能	当該チームは、公記業務の放棄による試合続行不能の諸費用として、3万円を連盟に支払う。連盟は、当該チームより支払われた3万円の中で、審判謝礼費、審判飲食費、球場費、公式記録員交通費、相手チーム交通費の順に支払うことととする。なお、当該試合は、別途日程を調整し行うものとする。
6	登録されていないものをベンチ入り、または試合に出場させた場合	当該チームの当該リーグ戦全試合を、当該チームの試合放棄として扱う(試合放棄の措置は「4. 試合放棄」参照)。したがって、当該チームが1部に在籍する場合には自動降格とし、2部1位チームは自動昇格となる。 なお、当該チームは次季リーグ戦において、全ての出張公記を行うこととし、従わない場合には無期限出場停止とする。
7	その他、一般常識およびモラル等にかける行為と、連盟委員会にて判断した場合	連盟会にて協議し、当該選手またはチームに対しての措置を決定する。その後、理事長に報告する。
8	違反行為後、3年以内に上記のいずれかの違反行為を行った場合	原則、当該チームの無期限出場停止または除名とする。 ただし、措置の決定は、当該チームに面談を行い、連盟委員会で十分に協議した後、行う。